

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

秋田市旭北錦町 3 番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第70号）…………… 2
- 秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（第71号）…………… 2
- 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第72号）…………… 2
- 秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第73号）…………… 3
- 秋田市民生委員の定数を定める条例（第74号）…………… 3
- 秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（第75号）…………… 3
- 秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（第76号）…………… 9
- 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（第77号）……………10
- 秋田市小児慢性特定疾病審査会条例（第78号）……………15
- 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例（第79号）……………15
- 秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例（第80号）……………17
- 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第81号）……………18
- 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第82号）……………18

規 則

- 秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第56号）……………18
- 秋田市民生委員の定数を定める条例施行規則（第57号）……………18
- 秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（第58号）……………18
- 秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則（第59号）……………19
- 秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（第60号）……………19
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第61号）……………20

教 委 規 則

- 秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部を改正する

- 規則（第 5 号）……………20

告 示

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第274号）……………20
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令による通知カード・個人番号カード関連事務の委任について（第275号）……………20
- 指定居宅サービス事業者の指定について（第276号）……………20
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第277号）……………20
- 指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の廃止について（第278号）……………21
- 放置自転車等の撤去および保管について（第279号）……………21
- 都市計画の決定について（第280号）……………21
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第281号）……………21
- 後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第282号）……………21
- 生活保護法による介護機関の指定、変更、休止および廃止について（第283号）……………22
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第284号）……………22
- 生活保護法による医療機関の廃止について（第285号）……………22
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第286号）……………22
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第287号）……………22
- 収納代理金融機関の取消しについて（第288号）……………23
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第289号）……………23
- 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第290号）……………23
- 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者の指定について（第291号）……………23
- 市道路線の認定について（第292号）……………23
- 道路の区域決定および供用開始について（第293号）……………23
- 専決処分した予算およびその要領について（第294号）……………24
- 平成26年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第295号）……………25
- 住民票の職権消除について（第296号）……………32
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第297号）……………33

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第15号）……………33

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第31号）……………33
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における在外投票の期日前投票所の指定について（第32号）……………33
- 平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第33号）……………33
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第34号）……………33
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所について（第35号）……………36
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第36号）……………37
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第37号）……………37
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所について（第38号）……………42
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻について（第39号）……………43
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時について（第40号）……………43
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第41号）……………44
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第42号）……………44
- 平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、裁判官の氏名等の掲示場所を各投票所の入り口又はその付近1箇所とすることについて（第43号）……………44
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第44号）……………44
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について（第45号）……………44
- 平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更について（第46号）……………44
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の変更選任について（第47号）……………44
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について（第48号）……………44
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の変更選任について（第49号）……………45

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第14号）……………45
- 農業委員会総会に追加する案件について（第15号）……………45

公 告

- 開発行為に関する工事の完了について……………45
- 予防接種法による定期予防接種について……………45
- 市有物件の売払いについて……………45
- 建築基準法により位置を指定した道路の一部の廃止について……………46
- 自転車等の撤去および保管について……………46
- 予防接種法による定期予防接種について……………46
- 秋田市森林整備計画書の案の縦覧について……………47
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………47
- 農用地利用集積計画の策定について……………47
- 予防接種法による定期予防接種について……………47

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について……………47

条 例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第70号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会委員の項の次に次のように加える。

小児慢性特定疾病審査会委員	日額 10,000円
---------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第71号

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「採用された職員」の次に「のうち、規則で定める者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市障害福祉サービス事業の

設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第72号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第50条第8項中「指定医療機関（）」を「指定発達支援医療機関（）」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「指定医療機関をいう」を「指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ」に、「指定医療機関として」を「指定発達支援医療機関として」に改める。

（秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第73号

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第78条の2第5項」の次に「、法第79条第3項」を加え、「および法第115条の12第3項」を「、法第115条の12第3項および法第115条の22第3項」に改め、「指定地域密着型サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加え、「および指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者」に改める。

第6条を第8条とし、第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定介護予防支援事業者の指定等の申請者に関する基準）

第7条 法第115条の22第2項第1号（法第115条の31において準用する法第70条の2第4項の規定により準用される場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（指定居宅介護支援事業者の指定等の申請者に関する基準）

第4条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準

用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

秋田市民生委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第74号

秋田市民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項に規定する条例で定める民生委員の定数は、170以上360以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準として、本市の実情に応じて規則で定める数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第75号

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 人員に関する基準（第3条・第4条）

第3章 運営に関する基準（第5条―第29条）

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第30条―第32条）

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第33条）

第6章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号ならびに第115条の24第1項および第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に

利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第4条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計

算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

- (2) ファイルへの記録の方式

- 7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第6条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第7条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無および要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

（要支援認定の申請に係る援助）

第9条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第10条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料の受領）

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下この条において同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識および能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章および次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）

に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第15条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第16条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第17条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従事者にこの章および次章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容および利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第19条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに、担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防

支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（設備および備品等）

第20条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第21条 指定介護予防支援事業者は、従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第23条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第31条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第25条 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者およびその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第26条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、

当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第27条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該利用者の家族等に連絡を行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第28条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第29条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第31条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第31条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第31条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第31条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第31条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第16条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第27条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとつ

た処置についての記録

第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第30条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
 - (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。次条において同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
 - (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスおよび住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
 - (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能および健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者および家族の意欲および意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。
- ア 運動および移動
イ 家庭生活を含む日常生活
ウ 社会参加ならびに対人関係およびコミュニケーション
エ 健康管理
- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下

「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 担当職員は、利用者の希望および利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者およびその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容ならびにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成したときは、当該介護予防サービス計画を利用者および担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対し、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第40条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者およびその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回およびサービスの評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。
- イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合
- イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合は、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に

必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護および介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合はその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類もしくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合は、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合は、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- （介護予防支援の提供に当たっての留意点）
- 第32条 介護予防支援の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）および介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性および一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努め

ること。

第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準 (準用)

第33条 第 2 条および第 2 章から前章（第26条第 6 項および第 7 項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第 1 項第 1 号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条中「指定介護予防支援（法第58条第 4 項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第 2 項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下この条において同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第 3 項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第 6 章 雑則 (委任)

第34条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）
- 2 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第13条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第 9 号」を「秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第75号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第31条第 9 号」に改める。

第41条第 1 号および第110条第 1 号中「指定介護予防支援等基準第30条第 7 号」を「指定介護予防支援等基準条例第31条第 7 号」に改める。

（秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

- 3 秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第 9 号」を「秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第75号。以下「指定介護

予防支援等基準条例」という。）第31条第 9 号」に改める。

第67条第 2 号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第31条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に改める。

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第76号

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）における包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 地域包括支援センターは、次条第 1 項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、法第24条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(人員に関する基準)

第 3 条 1 の地域包括支援センターがその担当する区域における第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に 1 の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における当該地域包括支援センターの人員の配置の基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における 第 1 号被保険者の数	人員の配置の基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね1,000 人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000 人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人および専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第77号

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 人員に関する基準（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 運営に関する基準（第 5 条—第30条）
- 第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第31条）
- 第 5 章 雑則（第32条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第47条第 1 項第 1 号ならびに第81条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 指定居宅介護支援（法第46条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第 8 条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以

下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第 2 章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 3 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに 1 以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下次条第 2 項を除き、「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに 1 とする。

（管理者）

第 4 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 3 章 運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第 5 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 2 条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、第 6 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計

算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第9条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第12条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第13条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用

- 者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。第17条第1号において同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望および利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望および当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標およびその達成時期、サービスの種類、内容および利用料ならびにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者およびその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者および担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サー

- ビス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービスに係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護および短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

②1 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合はその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

②2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

②3 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスもしくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

②4 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

②5 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、

意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

(1) 事業の目的および運営の方針

(2) 従業者の職種、員数および職務内容

(3) 営業日および営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容および利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（設備および備品等）

第21条 指定居宅介護支援事業所は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第22条 指定居宅介護支援事業者は、従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講

じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第26条 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者およびその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第27条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該利用者の家族等に連絡を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第29条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第30条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第14条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
- ア 居宅サービス計画
- イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
- エ 第14条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第17条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第28条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

（準用）

第31条 第2条、第2章および前章（第27条第6項および第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第19条」とあるのは「第31条において準用する第19条」と、第11条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

（委任）

第32条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- （秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 2 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に

関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第13条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第 9 号」を「秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第77号）第14条第 9 号」に改める。

（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第15条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第 9 号」を「秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第77号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第14条第 9 号」に改める。

第94条第 2 項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第14条各号」に改める。

秋田市小児慢性特定疾病審査会条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第78号

秋田市小児慢性特定疾病審査会条例

（設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の 3 第 1 項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給に関し調査審議するため、秋田市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 法第19条の 3 第 1 項の規定による申請の審査に関すること。
- （2） 法第19条の 3 第 4 項の規定による審査に関すること。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること。

（組織）

第 3 条 審査会は、委員 4 人以内をもって組織する。

2 委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密保持）

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第 6 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議等）

第 7 条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

（庶務）

第 8 条 審査会の庶務は、子ども未来部子ども健康課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成28年12月31日までとする。

（審査会の招集）

3 この条例の施行後最初に開催される審査会の招集は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第79号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金額（円）
法第32条 第 1 項第 1 号に掲 げる工作 物	第 1 種電柱	1 本につき	430
	第 2 種電柱	1 年	660
	第 3 種電柱		900
	第 1 種電話柱		390
	第 2 種電話柱		620
	第 3 種電話柱		850
	その他の柱類		39
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ 1 メー トルにつき	4
	地下に設ける電線そ の他の線類	1 年	2
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	380
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル につき 1 年	230
	変圧塔その他これに 類するものおよび公 衆電話所	1 個につき 1 年	770

	郵便差出箱および信書便差出箱		320	
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	770	
法第32条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1 年	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		46	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230	
	外径が1メートル以上のもの		460	
	法第32条第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	770
	法第32条第 1 項第 5 号に掲げる施設		地下街および地下室	階数が 1 のもの
階数が 2 のもの		A に 0.007 を乗じて得た額		
階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額		
上空に設ける通路		930		
地下に設ける通路		560		
その他のもの		770		
法第32条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	19	

	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	190
政令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	190
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900
	標識		1 本につき 1 年	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	19
その他のもの		1 本につき 1 月	190	
幕（政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	19	
	その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	190	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,900
その他のもの			930	
政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	770
政令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0.028 を乗じて得た額
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設および同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	190
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物および同条第 7 号に掲げる施設				77
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.016 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		A に 0.02 を乗じて得た額	

	その他のもの	A に 0.028 を乗じて得 た額
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物	A に 0.016 を乗じて得 た額
	その他のもの	A に 0.011 を乗じて得 た額
政令第7 条第10号 に掲げる 施設およ び自動車 駐車場	建築物	A に 0.02を 乗じて得た 額
	その他のもの	A に 0.011 を乗じて得 た額
政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの	A に 0.016 を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	A に 0.02を 乗じて得た 額
	その他のもの	A に 0.028 を乗じて得 た額
政令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.028 を乗じて得 た額
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自 動車専用道路（高架 のものに限る。）の 路面下に設けるもの	A に 0.016 を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	A に 0.02を 乗じて得た 額
	その他のもの	A に 0.028 を乗じて得 た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市道路占用等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第80号

秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例
秋田市太平山自然学習センター条例（平成15年秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表の1の表を次のように改める。

1 宿泊使用

施設の種類	区 分	単 位	金 額
宿泊室	一般	1人1泊につき	2,160円
	小学生および中学生		1,080円
テントサイト		1張1泊につき	1,200円
浴室	小学生以上	1人1回につき	100円

備考

- 1 宿泊使用とは、午前10時から翌日の午前9時までの使用をいう。
- 2 宿泊室を使用して宿泊する者が、研修スペース、食堂および浴室、大屋根広場およびワークショップならびに炊事棟を使用する場合の使用料は、それぞれ無料とする。
- 3 宿泊使用をしない者が、宿泊室を使用して宿泊する者とともに、当該宿泊する者が宿泊する日の午前10時から午後9時までの間、宿泊室（その使用が、宿泊以外の目的で使用する場合に限る。）、研修スペース、食堂および浴室、大屋根広場およびワークショップならびに炊事棟を使用する場合の使用料は、1人1日につき、一般にあっては300円、小学生および中学生にあっては150円とする。
- 4 テントサイトを使用して宿泊する者が、大屋根広場および炊事棟を使用する場合の使用料は、それぞれ無料とする。
- 5 テントサイトを使用して宿泊する者が、宿泊室（その使用が、宿泊以外の目的で使用する場合に限る。）、研修スペースおよび食堂（その使用が、食事以外の目的で使用する場合に限る。以下同じ。）ならびにワークショップを使用する場合の使用料の額は、日帰り使用に係る使用料の額と同額とする。
- 6 宿泊使用をしない者が、テントサイトを使用して宿泊する者とともに、当該宿泊する者が宿泊する日の午前10時から午後9時までの間、大屋根広場および炊事棟を使用する場合の使用料は、1人1日につき、一般にあっては100円、小学生および中学生にあっては50円とする。

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

使用することができる施設の種類の種類			単 位	金 額
本館	宿泊室	4人部屋	1時間につき	200円
		11人部屋		
		12人部屋		
		18人部屋		300円
	研修スペース			800円
	食堂			600円
大屋根	大屋根広場			1,200円
研修棟	ワークショップ			500円
炊事棟				300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市太平山自然学習センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第81号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例
第33号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の
1 条を加える。

（剰余金の処分の方法）

第 5 条 管理者は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業
年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってそ
の欠損金をうめ、なお残額があるときは、減債積立金、利益積
立金又は建設改良積立金に積み立てるものとする。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ご
とに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、そ
の目的以外の用途に使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設又は改良の費用に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合
は、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

4 減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り
入れたものに限る。）を償還した場合又は建設改良積立金を使
用して建設もしくは改良を行った場合は、その使用した減債積
立金又は建設改良積立金の額に相当する金額を資本金に組み入
れるものとする。

附 則

この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第82号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部
を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行
の日以後に出産した者から適用し、同日前に出産した者につい
ては、なお従前の例による。

規 則

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第56号

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年秋田市規
則第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「いう。）」の次に「第 2 条第 1 項第 2 号、」を加え、
同条の次に次の 1 条を加える。

（採用による赴任に伴う旅費の支給を受ける者）

第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 項第 2 号の規則で定める者は、次に
掲げる者とする。

(1) 市の要請により国又は他の地方公共団体その他これらに準
ずる団体を退職し、引き続き職員となった者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市民生委員の定数を定める条例施行規則をここに公布する。
平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第57号

秋田市民生委員の定数を定める条例施行規則

秋田市民生委員の定数を定める条例（平成26年秋田市条例第74
号）の規則で定める数は、714人とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第58号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則に関する規則（平成 9 年秋田市規則
第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 2 条を加える。

（医療費支給認定保護者等への通知）

第 1 条の 2 市長は、法第19条の 3 第 3 項の規定により医療費支
給認定をしたときは、当該医療費支給認定保護者に対し、小児
慢性特定疾病医療費支給認定通知書により通知するものとする。

2 市長は、法第19条の 3 第 3 項の規定による医療費支給認定を
しないときは、当該医療費支給認定の申請をした者に対し、小
児慢性特定疾病医療費支給不認定通知書により通知するものと
する。

3 市長は、法第19条の 5 第 2 項の規定により医療費支給認定の
変更の認定をしたときは、当該医療費支給認定保護者に対し、
小児慢性特定疾病医療費支給変更認定通知書により通知するも
のとする。

4 市長は、法第19条の 5 第 2 項の規定による医療費支給認定の
変更の認定をしないときは、当該医療費支給認定保護者に対し、
小児慢性特定疾病医療費支給変更不認定通知書により通知する
ものとする。

（指定小児慢性特定疾病医療機関への通知）

第 1 条の 3 市長は、法第19条の 9 第 1 項の規定に基づき指定を
行うときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等

(法第19条の 9 第 1 項の規定に基づき指定を受けた病院もしくは診療所もしくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者をいう。)に対し、指定小児慢性特定疾病医療機関指定通知書により通知するものとする。

第 7 条の 2 第 1 項中「第 6 条の 2 第 8 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

第14条第 2 項および第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 5 項を第 3 項とし、第 6 項を削る。

第15条の表中第14号を第29号とし、第 2 号から第13号までを15号ずつ繰り下げ、第 1 号を第16号とし、同号の前に次のように加える。

(1)	省令第 7 条の 9 第 1 項	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
(2)	省令第 7 条の 9 第 3 項	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請内容変更届出書
(3)	省令第 7 条の10第 1 項	指定医指定通知書
(4)	省令第 7 条の11第 1 項	指定医指定申請書
(5)	省令第 7 条の14	指定医指定申請内容変更届出書
(6)	省令第 7 条の15	指定医指定辞退申出書
(7)	省令第 7 条の18	小児慢性特定疾病診断書
(8)	省令第 7 条の22	医療受給者証
(9)	省令第 7 条の23	医療受給者証再交付申請書
(10)	省令第 7 条の27第 1 項	小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書
(11)	省令第 7 条の28第 1 項	小児慢性特定疾病医療費支給認定取消通知書
(12)	省令第 7 条の29	指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書
(13)	省令第 7 条の35	指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請内容変更届出書
(14)	省令第 7 条の36	指定小児慢性特定疾病医療機関休止等届出書
(15)	省令第 7 条の37	指定小児慢性特定疾病医療機関指定辞退申出書

別表第 3 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の秋田市児童福祉法施行細則第14条の規定による平成26年12月分までの支払わせるべき又は徴収すべき費用については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の秋田市児童福祉法施行細則第 1 条の 2、第 1 条の 3 および第15条の規定による医療費支給認定の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第59号

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正)

第 1 条 秋田市助産施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の 2 の(3)中「附則第12条」の次に「ならびに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第 5 号)附則第59条第 1 項および附則第60条第 1 項」を加え、同表の備考の 3 の(3)中「第13項から第15項まで」を「第12項から第14項まで」に改め、同表の備考の 4 の(1)のイ中「390,000円以上」を「404,000円以上」に改める。

(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正)

第 2 条 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の 2 の(3)中「附則第12条」の次に「ならびに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第 5 号)附則第59条第 1 項および附則第60条第 1 項」を加え、同表の備考の 3 の(2)中「第13項から第15項まで」を「第12項から第14項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中秋田市助産施設負担金徴収規則別表の備考の 4 の(1)のイの改正規定は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則(以下「新助産施設負担金徴収規則」という。)別表の備考の 2 の(3)の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

3 新助産施設負担金徴収規則別表の備考の 4 の(1)のイの規定は、平成27年 1 月 1 日以後の出産から適用し、同日前のお産については、なお従前の例による。

(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第 2 条の規定による改正後の秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の 2 の(3)の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第60号

秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市国民健康保険条例施行規則(昭和58年秋田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「3 万円」を「1 万6,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市国民健康保険条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出産した者から適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第61号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成26年1月1日」を「平成27年1月1日」に改め、同項中「平成26年1月1日」を「平成27年1月1日」に、「平成25年1月1日」を「平成26年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成25年1月1日」を「平成26年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成26年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

秋田市教委規則第5号

秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市太平山自然学習センター管理運営規則（平成15年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表上記以外で宿泊使用する場合の項および日帰り使用する場合の項を次のように改める。

上記以外で宿泊使用する場合	使用開始日の属する年度の前年度の2月1日から使用開始日の2週間までの間
日帰り使用する場合	(1) 使用開始日が4月1日から4月30日までのとき 使用開始日の属する年の2月1日から使用開始日までの間 (2) (1)以外のとき 使用開始日の3か月前から使用開始日までの間

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第274号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばきを次のとおり指定したので、告示する。

平成26年12月1日

秋田市長 穂 積 志

- 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市飯島字飯島水尻479番地1
サードニクスグランディ103号室
氏名 佐 藤 好 宏
- 売りさばき所の所在地
秋田市保戸野桜町4番15号
- 売りさばき所の名称
セブンーイレブン秋田保戸野桜町店

秋田市告示第275号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり地方公共団体情報システム機構に同項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとしたので、同条第3項の規定により、告示する。

平成26年12月1日

秋田市長 穂 積 志

- 地方公共団体情報システム機構の主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 委任年月日
平成26年12月5日

秋田市告示第276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成26年12月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 の 年 月 日	サービ スの 種 類
一般社団 法人HK	在宅介護支 援おおがた	秋田市南通 みその町4 番55号	平成26年 12月1日	訪問介護

秋田市告示第277号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成26年12月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所在地	指 定 の 年 月 日	サービスの 種 類
株式会社 みちのく サンガ	グループ ホームや ばせ翔裕 館	秋田市八橋 本町三丁目 14番18号	平成26年 12月 1 日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護
株式会社 グリーン リーフ	グループ ホーム赤 とんぼ	秋田市雄和 新波字竹ノ 花12番地	平成26年 12月 1 日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第278号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項および第82条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第85条の規定により告示する。

平成26年12月 1 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所在地	廃 止 の 年 月 日	サービスの 種 類
特定非営利 活動法人ホームヘルパー 広域自薦登録保障協会	在宅介護 支援おお がた	秋田市南通 みその町 4 番55号	平成26年 11月30日	訪問介護
ユーのケア サービス合 同会社	ユーの居 宅介護支 援事業所	秋田市土崎 港中央二丁 目 1 番17号	平成26年 11月20日	居宅介護 支援

秋田市告示第279号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成26年12月 4 日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数
 - 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7 台
 - 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台
 - 撤去し、保管した年月日
平成26年11月 2 日から同月28日まで
 - 返還を行う時間および場所
 - 時間 午前10時から午後 7 時まで
 - 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成26年12月18日から平成27年 6 月18日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866－2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年12月 8 日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 大町・下肴町地区計画
- 都市計画を決定する土地の区域
秋田市大町五丁目および大町六丁目地内
- 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第281号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成26年12月 9 日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第188号	あかね健康堂薬局	秋田市南通みその町 1 番 4 号	平成27年 1 月 1 日

秋田市告示第282号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年12月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成26年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成26年12月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
生々堂薬局	秋田市中通四丁目1番51号	平成26年 11月1日
介護サービス 和み	秋田市旭北錦町2番39号 秋田アーバンハウスB-2	平成26年 11月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
ヴィレージュ居 宅介護支援セン ター	千寿苑介護支 援センター	ヴィレージュ 居宅介護支援 センター	平成25年 3月1日
あおぞらデイス ャービス新屋	茶話本舗デ ィーサービス新屋	あおぞらデ ィーサービス新屋	平成26年 11月1日
あおぞらデイス ャービス茨島	茶話本舗デ ィーサービス茨島	あおぞらデ ィーサービス茨島	平成26年 11月1日
あおぞらデイス ャービス御野場	茶話本舗デ ィーサービス御野 場	あおぞらデ ィーサービス御野 場	平成26年 11月1日

3 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
ヴィレージュ居宅 介護支援センター	秋田市牛島西一丁目6番 28号	平成26年 10月15日

4 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
生々堂薬局	秋田市中通四丁目1番51号	平成26年 10月31日
千寿苑訪問介護 サービス	秋田市外旭川字大谷地163番 地27	平成23年 7月31日

秋田市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成26年12月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
生々堂薬局	秋田市中通四丁目1番51号	平成26年 11月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
生々堂薬局	秋田市中通四丁目1番51号	平成26年 10月31日

秋田市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成26年12月10日

秋田市長 穂 積 志

廃止

氏 名	施術所の名称	施術所の 所 在 地	廃 止 年月日
小林 一成	株式会社フレアス フレアス在宅マッ サージ	秋田市広面字 土手下45番地 1 2 F	平成26年 11月28日

秋田市告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成26年12月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 の 年 月 日	サービ スの 種 類
有限会社 心理教育 相談室ク ローバー	居宅介護 支援事業 所笑咲	秋田市添川字 地ノ内175番 地14	平成26年 12月15日	居宅介護 支援

秋田市告示第287号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成26年12月17日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
稲葉 眞貴	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声又は言語機能障害 肢体不自由
八木 伸夫	土崎病院	外科	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害
小野 栄二	土崎病院	内科	肢体不自由 呼吸器機能障害
小林 匡	土崎病院	内科	肢体不自由
志村 道隆	土崎病院	内科	肢体不自由

秋田市告示第288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関を、次のとおり取消しするので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成26年12月17日

秋田市長 穂 積 志

1 収納代理金融機関の指定を取り消す店舗の名称および住所
みちのく銀行秋田支店 秋田市大町三丁目2番44号

2 取消年月日
平成27年1月16日

3 取消理由
店舗廃止による。

秋田市告示第289号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年12月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類
平成25年度および平成26年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第290号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年12月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類
平成26年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第291号

秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成26年12月19日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名
秋田市ポートタワー
秋田港振興センター

2 指定管理者
秋田市中通二丁目2番32号
株式会社東北ダイケン秋田支店
支配人 加藤 正 男

3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

秋田市告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20988	手形山崎新栄町1号線	手形新栄町205番地先	
		手形字山崎199番地先	
20989	手形山崎23号線	手形字山崎17番8地先	
		手形字山崎28番5地先	
20990	手形山崎24号線	手形字山崎86番地先	
		手形字山崎15番19地先	
20991	手形山崎25号線	手形字山崎84番3地先	
		手形字山崎24番3地先	
20992	手形山崎26号線	手形字山崎78番2地先	
		手形字山崎80番1地先	
51045	茨島六丁目31号線	茨島六丁目189番8地先	
		茨島六丁目60番5地先	
70612	柳田馬上田1号線	柳田字馬上田139番1地先	
		柳田字馬上田144番地先	
70613	宝竜崎6号線	上北手猿田字宝竜崎8番地先	
		上北手猿田字宝竜崎7番地先	

2 縦覧期間

平成26年12月22日から平成27年1月20日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
20988	手形山崎 新栄町 1 号線	手形新栄町205番地 先	155.20	6.00
		手形字山崎199番地 先		
20989	手形山崎 23号線	手形字山崎17番 8 地 先	163.80	6.00
		手形字山崎28番 5 地 先		
20990	手形山崎 24号線	手形字山崎86番地先	74.10	6.00
		手形字山崎15番19地 先		
20991	手形山崎 25号線	手形字山崎84番 3 地 先	74.10	6.00
		手形字山崎24番 3 地 先		
20992	手形山崎 26号線	手形字山崎78番 2 地 先	50.00	6.00
		手形字山崎80番 1 地 先		
51045	茨島六丁 目31号線	茨島六丁目189番 8 地先	177.50	6.00
		茨島六丁目60番 5 地 先		
70612	柳田馬上 田 1 号線	柳田字馬上田139番 1 地先	57.00	4.50
		柳田字馬上田144番 地先		

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		千円 7,010,234	千円 87,833	千円 7,098,067
	3 委託金	528,322	87,833	616,155
歳 入 合 計		125,370,124	87,833	125,457,957

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 16,577,496	千円 87,833	千円 16,665,329
	4 選挙費	158,887	87,833	246,720
歳 出 合 計		125,370,124	87,833	125,457,957

70613	宝竜崎 6 号線	上北手猿田字宝竜崎 8 番地先	41.00	6.00
		上北手猿田字宝竜崎 7 番地先		

2 縦覧期間

平成26年12月22日から平成27年 1 月20日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第294号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

専決第37号

専 決 処 分 書

平成26年度秋田市一般会計補正予算（第 4 号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

平成26年11月21日

秋田市長 穂 積 志

平成26年度秋田市一般会計補正予算（第 4 号）

平成26年度秋田市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,833千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,457,957千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

秋田市告示第295号

平成26年12月19日の「平成26年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成26年12月22日

秋田市長 穂 積 志

平成26年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

平成26年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,258千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,650,215

千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 18,448,116	千円 30,089	千円 18,478,205
	1 国庫負担金	14,809,555	5,417	14,814,972
	2 国庫補助金	3,565,180	19,397	3,584,577
	3 委託金	73,381	5,275	78,656
16 県支出金		7,098,067	59,854	7,157,921
	2 県補助金	3,230,119	59,854	3,289,973
20 繰越金		1,042,469	102,315	1,144,784
	1 繰越金	1,042,469	102,315	1,144,784
歳 入 合 計		125,457,957	192,258	125,650,215

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 16,665,329	千円 19,898	千円 16,685,227
	1 総務管理費	14,861,207	17,000	14,878,207
	5 統計調査費	82,635	2,898	85,533
3 民生費		44,442,252	28,437	44,470,689
	1 社会福祉費	21,001,331	8,284	21,009,615
	2 児童福祉費	13,759,621	14,878	13,774,499
	4 国民年金費	44,408	5,275	49,683
4 衛生費		9,265,090	8,525	9,273,615

	7 母子衛生費	601,447	8,525	609,972
6 農林水産業費		3,343,429	58,115	3,401,544
	1 農業費	2,510,051	58,115	2,568,166
7 商 工 費		6,302,683	23,968	6,326,651
	1 商工費	6,302,683	23,968	6,326,651
10 教 育 費		11,115,822	53,315	11,169,137
	1 教育総務費	1,882,563	53,315	1,935,878
歳 出 合 計		125,457,957	192,258	125,650,215

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	土砂災害危険箇所居住実態調査経費	17,000
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	地下道等改修事業	58,200
		橋りょう修繕事業	125,000
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	306,021

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外 部 監 査 実 施 経 費	平成26年度～平成27年度	10,276
秋 田 市 公 共 施 設 総 合 管 理 計 画 策 定 経 費	平成26年度～平成28年度	36,000
県 議 会 議 員 一 般 選 挙 関 連 委 託 経 費 等	平成26年度～平成27年度	6,150
市 議 会 議 員 一 般 選 挙 関 連 委 託 経 費 等	平成26年度～平成27年度	16,690
後 期 高 齢 者 健 康 診 査 事 業 委 託 経 費 等	平成26年度～平成27年度	5,337
障 が い 者 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成26年度～平成27年度	99,931
老 人 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成26年度～平成27年度	13,575
健 康 管 理 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成26年度～平成27年度	7,250
在 宅 子 育 て サ ポ ー ト 事 業	平成26年度～平成27年度	19,612
子 ど も 広 場 運 営 事 業	平成26年度～平成27年度	15,301

東 北 六 魂 祭 開 催 経 費	平成26年度～平成27年度	118,000
「 美 術 館 の 街 」 活 性 化 事 業	平成26年度～平成27年度	14,100
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 26 年 度 設 定 文 書 法 制 課 分)	平成26年度～平成27年度	2,255
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 防 災 安 全 対 策 課 分)	平成26年度～平成27年度	959
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 契 約 課 分)	平成26年度～平成27年度	4,700
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 管 財 課 分)	平成26年度～平成27年度	113,478
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 公 共 施 設 監 査 保 全 室 分)	平成26年度～平成27年度	6,102
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 企 画 調 整 課 分)	平成26年度～平成27年度	30,973
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 財 政 課 分)	平成26年度～平成27年度	3,888
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 情 報 統 計 課 分)	平成26年度～平成27年度	127,314
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 市 民 税 課 分)	平成26年度～平成27年度	9,534
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 地 籍 調 査 室 分)	平成26年度～平成27年度	51
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 東 京 事 務 所 分)	平成26年度～平成27年度	11,569
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 生 活 総 務 課 分)	平成26年度～平成27年度	78,924
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 市 民 課 分)	平成26年度～平成27年度	11,220
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 西 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 分)	平成26年度～平成27年度	27,713
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 北 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 分)	平成26年度～平成27年度	43,035
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 河 辺 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 分)	平成26年度～平成27年度	16,825
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 雄 和 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 分)	平成26年度～平成27年度	17,163
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 南 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 分)	平成26年度～平成27年度	54,449
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 市 民 相 談 セ ン タ ー 分)	平成26年度～平成27年度	1,824
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 秋 田 市 民 交 流 プ ラ ザ 管 理 室 分)	平成26年度～平成27年度	131,445
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 福 祉 総 務 課 分)	平成26年度～平成27年度	142,949
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 食 肉 衛 生 検 査 所 分)	平成26年度～平成27年度	3,653
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 保 健 総 務 課 分)	平成26年度～平成27年度	34,698
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 子 ども 総 務 課 分)	平成26年度～平成27年度	3,502
同 上 (平 成 26 年 度 設 定 子 ども 育 成 課 分)	平成26年度～平成27年度	7,487

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成26年度設定子ども健康課分)	平成26年度～平成27年度	3,139
同 上 (平成26年度設定環境総務課分)	平成26年度～平成27年度	2,100,815
同 上 (平成26年度設定商工労働課分)	平成26年度～平成27年度	376,506
同 上 (平成26年度設定大森山動物園分)	平成26年度～平成27年度	24,816
同 上 (平成26年度設定農林総務課分)	平成26年度～平成27年度	12,765
同 上 (平成26年度設定建設総務課分)	平成26年度～平成27年度	575,877
同 上 (平成26年度設定都市総務課分)	平成26年度～平成27年度	225,319
同 上 (平成26年度設定会計課分)	平成26年度～平成27年度	228
同 上 (平成26年度設定議会事務局分)	平成26年度～平成27年度	4,105
同 上 (平成26年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成26年度～平成27年度	111
同 上 (平成26年度設定教育委員会総務課分)	平成26年度～平成27年度	165,664
同 上 (平成26年度設定学事課分)	平成26年度～平成27年度	215,181
同 上 (平成26年度設定教育研究所分)	平成26年度～平成27年度	1,709
同 上 (平成26年度設定文化振興室分)	平成26年度～平成27年度	5,724
同 上 (平成26年度設定スポーツ振興課分)	平成26年度～平成27年度	163,468
同 上 (平成26年度設定生涯学習室分)	平成26年度～平成27年度	20
同 上 (平成26年度設定中央公民館分)	平成26年度～平成27年度	583
同 上 (平成26年度設定東部公民館分)	平成26年度～平成27年度	84
同 上 (平成26年度設定南部公民館分)	平成26年度～平成27年度	147
同 上 (平成26年度設定北部公民館分)	平成26年度～平成27年度	143
同 上 (平成26年度設定太平山自然学習センター分)	平成26年度～平成27年度	33,703
同 上 (平成26年度設定自然科学学習館分)	平成26年度～平成27年度	7,906
同 上 (平成26年度設定中央図書館明德館分)	平成26年度～平成27年度	16,842
同 上 (平成26年度設定土崎図書館分)	平成26年度～平成27年度	4,256
同 上 (平成26年度設定新屋図書館分)	平成26年度～平成27年度	3,988
同 上 (平成26年度設定雄和図書館分)	平成26年度～平成27年度	470
同 上 (平成26年度設定千秋美術館分)	平成26年度～平成27年度	76,800

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成26年度設定赤れんが郷土館分)	平成26年度～平成27年度	6,583
同 上 (平成26年度設定民俗芸能伝承館分)	平成26年度～平成27年度	4,642
同 上 (平成26年度設定佐竹史料館分)	平成26年度～平成27年度	5,016
同 上 (平成26年度設定文化会館分)	平成26年度～平成27年度	109,203
同 上 (平成26年度設定商業高校分)	平成26年度～平成27年度	14,675
同 上 (平成26年度設定御所野学院高校分)	平成26年度～平成27年度	1,951
同 上 (平成26年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	平成26年度～平成27年度	536
同 上 (平成26年度設定消防本部総務課分)	平成26年度～平成27年度	41,052

平成26年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第2号)
平成26年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	465,500
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	38,790

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成26年度設定)	平成26年度～平成27年度	14,706

平成26年度秋田市市営墓地会計補正予算(第1号)
平成26年度秋田市の市営墓地会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成26年度設定)	平成26年度～平成27年度	4,644

平成26年度秋田市中心卸売市場会計補正予算(第1号)
平成26年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度

額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 26 年 度 設 定)	平成26年度～平成27年度	2,281

平成26年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）
平成26年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 26 年 度 設 定)	平成26年度～平成27年度	78,998

平成26年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）
平成26年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 26 年 度 設 定)	平成26年度～平成27年度	27,419

平成26年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）
平成26年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次
に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 26 年 度 設 定)	平成26年度～平成27年度	36,100

平成26年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
平成26年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 26 年 度 設 定)	平成26年度～平成27年度	171,911

平成26年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算
(第1号)
平成26年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算
(第1号)は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 26 年 度 設 定)	平成26年度～平成27年度	351

平成26年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）
平成26年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
8,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
28,522,414千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定によ
り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度
額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 4,951,928	千円 1,778	千円 4,953,706
	1 介護保険料	4,951,928	1,778	4,953,706
3 国庫支出金		6,959,628	2,117	6,961,745
	2 国庫補助金	1,915,982	2,117	1,918,099
4 支払基金交付金		8,038,459	2,456	8,040,915
	1 支払基金交付金	8,038,459	2,456	8,040,915
5 県 支 出 金		4,026,423	1,058	4,027,481
	2 県補助金	96,524	1,058	97,582
6 繰 入 金		3,916,154	1,062	3,917,216
	1 一般会計繰入金	3,916,154	1,062	3,917,216
歳 入	合 計	28,513,943	8,471	28,522,414

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		千円 528,406	千円 8,471	千円 536,877
	1 介護予防事業費	107,923	8,471	116,394
歳 出	合 計	28,513,943	8,471	28,522,414

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	平成26年度～平成27年度	413,932
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成26年度設定福祉総務課分)	平成26年度～平成27年度	39,412

平成26年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

平成26年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成26年度設定)	平成26年度～平成27年度	23,054

平成26年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）
(総則)

第1条 平成26年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成26年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成26年度から 27年度まで	443,114千円
配水管整備事業	平成26年度から 27年度まで	453,000千円

平成26年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）
(総則)

第1条 平成26年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成26年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成26年度から 27年度まで	600,587千円
管渠建設事業	平成26年度から 27年度まで	34,992千円

平成26年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
(総則)

第1条 平成26年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成26年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
-----	-----	-----

施設設備管理費 平成26年度から 103,888千円
及び機器使用料等 27年度まで

秋田市告示第296号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月24日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市土崎港中央二丁目3番35号	加藤 良子

(教示)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第297号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
- (1) 平成26年度第3期国民健康保険税督促状
- (2) 平成26年度第4期国民健康保険税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第15号

平成26年12月25日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成26年12月19日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

付議案件

秋田市太平山自然学習センター管理運営規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成26年12月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 50分の1の数 5,319人
- 2 3分の1の数 88,645人

秋市選管告示第32号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第3項の規定により告示する。

平成26年12月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 所在地
秋田市山王一丁目2番34号
- 2 期日前投票所の名称
秋田市選挙管理委員会

秋市選管告示第33号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により告示する。

平成26年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成26年12月2日
午後6時

秋市選管告示第34号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて適用される同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

平成26年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

平成26年12月14日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 12月3日	投 票 管理者	秋田市山王七丁目11番20号	伊 藤 芳 高
	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
平成26年 12月4日	投 票 管理者	秋田市広面字野添78番地3	田 村 知 子
	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
平成26年 12月5日	投 票 管理者	秋田市新屋表町14番17号	佐 藤 眞知子
	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
平成26年 12月6日	投 票 管理者	秋田市飯島緑丘町12番1号	小 野 尊 尚
	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
平成26年	投 票 管理者	秋田市牛島東六丁目7番3号	福 岡 瑠美子

12月 7 日	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成26年 12月 8 日	投 票 管理者	秋田市下新城中野字 街道端西89番地109	中 川 久美子
	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成26年 12月 9 日	投 票 管理者	秋田市飯島緑丘町12 番 1 号	小 野 尊 尚
	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成26年 12月10日	投 票 管理者	秋田市新屋大川町 6 番 8 号	赤根谷 光 昭
	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成26年 12月11日	投 票 管理者	秋田市牛島西二丁目 13番31号	石 塚 寿香子
	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成26年 12月12日	投 票 管理者	秋田市土崎港南二丁 目 3 番27号	藤 本 夫美雄
	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹
平成26年 12月13日	投 票 管理者	秋田市飯島字家ノ下 44番地	浜 田 セチ子
	職 務 代理者	秋田市下浜羽川字二 十町25番地	大 友 徹

平成26年12月14日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 12月 7 日	投 票 管理者	秋田市新屋大川町 6 番 8 号	赤根谷 光 昭
	職 務 代理者	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則
平成26年 12月 8 日	投 票 管理者	秋田市桜一丁目10番 30号	長谷川 ミオ子
	職 務 代理者	秋田市港北新町 4 番 42号	加 藤 治
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成26年 12月 9 日	投 票 管理者	秋田市牛島東六丁目 7 番 3 号	福 岡 瑠美子
	職 務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号	廣 田 和 則
平成26年 12月10日	投 票 管理者	秋田市広面字野添78 番地 3	田 村 知 子
	職 務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号	廣 田 和 則
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
	投 票 管理者	秋田市河辺松渕字東 沢70番地	小 林 信 子

平成26年 12月11日	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
	職 務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成26年 12月12日	投 票 管理者	秋田市太平中関字寺 中66番地	田 口 槇 子
	職 務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号	廣 田 和 則
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成26年 12月13日	投 票 管理者	秋田市手形田中13番 17号	谷 村 重 子
	職 務 代理者	秋田市土崎港中央一 丁目 9 番 6 号	齋 藤 真紀子
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔

平成26年12月14日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 12月 7 日	投 票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成26年 12月 8 日	投 票 管理者	秋田市河辺松渕字東 沢70番地	小 林 信 子
	職 務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号	廣 田 和 則
平成26年 12月 9 日	投 票 管理者	秋田市雄和碓田字梵 天野103番地	那 須 新 一
	職 務 代理者	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則
平成26年 12月10日	投 票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地 2	佐 藤 泰 子
	職 務 代理者	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力
平成26年 12月11日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地 1	石 塚 小枝子
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成26年 12月12日	投 票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 智 子
	職 務 代理者	秋田市横森一丁目 7 番21号	近 藤 力
	職 務 代理者	秋田市港北新町 4 番 42号	加 藤 治
平成26年 12月13日	投 票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地 2	佐 藤 泰 子
	職 務 代理者	秋田市港北新町 4 番 42号	加 藤 治
	職 務 代理者	秋田市新屋前野町 3 番 5 号	猿 田 実

平成26年12月14日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市北部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 12月 7 日	投 票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一 丁目 8 番11号	菅 原 祐 子
	職 務 代理人	秋田市外旭川字松崎 223番地 1	鎌 田 信 一
平成26年 12月 8 日	投 票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一 丁目 8 番11号	菅 原 祐 子
	職 務 代理人	秋田市土崎港南三丁 目 5 番18号	熊 谷 恵 一
平成26年 12月 9 日	投 票 管理者	秋田市土崎港東二丁 目 9 番34号	加賀谷 俊 雄
	職 務 代理人	秋田市新屋松美町22 番 3 号	佐々木 昭 夫
平成26年 12月10日	投 票 管理者	秋田市土崎港東二丁 目 9 番34号	加賀谷 俊 雄
	職 務 代理人	秋田市泉釜ノ町26番 32号	千 田 綾 子
平成26年 12月11日	投 票 管理者	秋田市飯島道東三丁 目 4 番18号	加 藤 武 美
	職 務 代理人	秋田市土崎港東二丁 目12番26号	小 野 真貴子
平成26年 12月12日	投 票 管理者	秋田市飯島道東三丁 目 4 番18号	加 藤 武 美
	職 務 代理人	秋田市土崎港南三丁 目 5 番18号	熊 谷 恵 一
平成26年 12月13日	投 票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一 丁目 8 番11号	菅 原 祐 子
	職 務 代理人	秋田市外旭川字松崎 223番地 1	鎌 田 信 一

平成26年12月14日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市西部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 12月 7 日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	秋田市豊岩石田坂字 碇106番地 1	佐 藤 喜代隆
平成26年 12月 8 日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	秋田市豊岩石田坂字 碇106番地 1	佐 藤 喜代隆
平成26年 12月 9 日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	秋田市豊岩石田坂字 碇106番地 1	佐 藤 喜代隆
平成26年	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治

12月10日	職 務 代理人	秋田市檜山城南新町 17番21号	佐々木 泰 子
平成26年 12月11日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	秋田市檜山城南新町 17番21号	佐々木 泰 子
平成26年 12月12日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	秋田市檜山城南新町 17番21号	佐々木 泰 子
平成26年 12月13日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	秋田市檜山城南新町 17番21号	佐々木 泰 子

平成26年12月14日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市河辺市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 12月 7 日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字坂 本北540番地 3	熊 谷 鉄 美
	職 務 代理人	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成26年 12月 8 日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田下袋60番地 1	石 井 稔
	職 務 代理人	秋田市雄和女米木字 川崎 7 番地	石 井 浩 和
平成26年 12月 9 日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田81番地	佐々木 金 満
	職 務 代理人	秋田市上北手百崎字 諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明
平成26年 12月10日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高屋 字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職 務 代理人	秋田市河辺岩見字曲 田18番地 1	三 浦 淳 子
平成26年 12月11日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字坂 本北540番地 3	熊 谷 鉄 美
	職 務 代理人	秋田市雄和女米木字 川崎 7 番地	石 井 浩 和
平成26年 12月12日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田下袋60番地 1	石 井 稔
	職 務 代理人	秋田市上北手百崎字 諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明
平成26年 12月13日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田81番地	佐々木 金 満
	職 務 代理人	秋田市河辺岩見字曲 田18番地 1	三 浦 淳 子

平成26年12月14日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市雄和市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 12月 7 日	投 票 管理者	秋田市雄和女米木字 高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職 務 代理人	秋田市山王五丁目 1 番15号	藤 田 靖
平成26年 12月 8 日	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂72番地 2	伊 藤 敬 一
	職 務 代理人	秋田市雄和下黒瀬字 野中 7 番地	七 尾 宗 弘
平成26年 12月 9 日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職 務 代理人	秋田市保戸野原の町 12番11号	清 水 英 樹
平成26年 12月10日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職 務 代理人	秋田土崎港西三丁目 1 番 5 号	大 和 良 志
平成26年 12月11日	投 票 管理者	秋田市雄和石田字前 田112番地	佐 藤 金 雄
	職 務 代理人	秋田土崎港西三丁目 1 番 5 号	大 和 良 志
平成26年 12月12日	投 票 管理者	秋田市御所野下堤一 丁目 3 番13号	加 藤 志美雄
	職 務 代理人	秋田市雄和下黒瀬字 野中 7 番地	七 尾 宗 弘
平成26年 12月13日	投 票 管理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田21番地	鎌 田 嘉 一
	職 務 代理人	秋田市山王五丁目 1 番15号	藤 田 靖

平成26年12月14日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 12月 7 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台 3 番地 1	石 塚 映
	職 務 代理人	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成26年 12月 8 日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地 3	備 後 正 義
	職 務 代理人	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成26年 12月 9 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐 藤 昭 久
	職 務 代理人	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成26年	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台 3 番地 1	石 塚 映

12月10日	職 務 代理人	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成26年 12月11日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地 3	備 後 正 義
	職 務 代理人	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成26年 12月12日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐 藤 昭 久
	職 務 代理人	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成26年 12月13日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台 3 番地 1	石 塚 映
	職 務 代理人	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆

平成26年12月14日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 12月 7 日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字樋 口26番地 3	佐々木 稔
	職 務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成26年 12月 8 日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職 務 代理人	秋田市雄和下黒瀬字 湯野目178番地 1	菊 地 義 壽
平成26年 12月 9 日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 真木屋11番地	齊 藤 良 春
	職 務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成26年 12月10日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職 務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成26年 12月11日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷166番地	珍 田 智
	職 務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成26年 12月12日	投 票 管理者	秋田市雄和繫字脇ノ 沢88番地	工 藤 忠 彦
	職 務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成26年 12月13日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職 務 代理人	秋田市雄和下黒瀬字 湯野目178番地 1	菊 地 義 壽

秋市選管告示第35号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第41条第 1

項の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

期 日 前 投 票 所 名	所 在 地	設 置 する 期 間
秋 田 市 選 挙 管 理 委 員 会	秋田市山王一丁目 2 番34号	平成26年12月 3 日 から同月13日まで
秋 田 駅 東 西 連 絡 自 由 通 路	秋田市櫛山字長沼 27番地 3	平成26年12月 7 日 から同月13日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵 田一丁目 1 番 1 号	平成26年12月 7 日 から同月13日まで
秋 田 市 北 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	秋田市土崎港西五 丁目 3 番 1 号	平成26年12月 7 日 から同月13日まで
秋 田 市 西 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	秋田市新屋扇町13 番34号	平成26年12月 7 日 から同月13日まで
秋 田 市 河 辺 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	秋田市河辺和田字 北条ヶ崎38番地 2	平成26年12月 7 日 から同月13日まで
秋 田 市 雄 和 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	秋田市雄和妙法字 上大部48番地 1	平成26年12月 7 日 から同月13日まで
秋 田 市 岩 見 三 内 連 絡 所	秋田市河辺三内字 外川原34番地 1	平成26年12月 7 日 から同月13日まで
秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所	秋田市雄和新波字 樋口62番地 2	平成26年12月 7 日 から同月13日まで

秋市選管告示第36号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第40条第 1 項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

期 日 前 投 票 所 名	開 閉 時 刻
秋 田 駅 東 西 連 絡 自 由 通 路	午前10時から午後 8 時まで （1 時間30分繰り下げ）
イ オ ン モ ー ル 秋 田	午前10時から午後 8 時まで （1 時間30分繰り下げ）
秋 田 市 北 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前 8 時30分から午後 5 時まで （3 時間繰り上げ）
秋 田 市 西 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前 8 時30分から午後 5 時まで （3 時間繰り上げ）
秋 田 市 河 辺 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前 8 時30分から午後 5 時まで （3 時間繰り上げ）
秋 田 市 雄 和 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー	午前 8 時30分から午後 5 時まで （3 時間繰り上げ）
秋 田 市 岩 見 三 内 連 絡 所	午前 8 時30分から午後 5 時まで （3 時間繰り上げ）
秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所	午前 8 時30分から午後 5 時まで （3 時間繰り上げ）

秋市選管告示第37号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第 1 項の規定に基づき、次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

平成26年12月14日執行 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査

投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 （八橋地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目 3 番25号	片 岡 强
	職務代理者	秋田市八橋鯨沼町 3 番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 （保 戸 野 小 学 校）	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町 7 番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地 2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 （秋 田 北 高 等 学 校）	投票管理者	秋田市飯島松根東町 4 番18号	北 島 学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸 5 番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 （ 八 橋 小 学 校）	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目 9 番 8 号	赤 川 孝 則
	職務代理者	秋田市八橋イサノ一丁目10番18－ 3 号	菅 井 洋 紀
秋 田 市 第 5 投 票 区 （旭北地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市大町五丁目 7 番15号	藤 田 勝
	職務代理者	秋田市土崎港東一丁目 6 番 8 号	石 井 實
秋 田 市 第 6 投 票 区 （旭 南 小 学 校）	投票管理者	秋田市川元むつみ町 6 番14号	廣 嶋 禮 治
	職務代理者	秋田市横森五丁目22番12号	南 波 正 志
秋 田 市 第 7 投 票 区 （川 尻 小 学 校）	投票管理者	秋田市川尻上野町 2 番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市茨島六丁目 5 番36号	池 端 強 志
秋 田 市 第 8 投 票 区 （の び の び 幼 稚 園）	投票管理者	秋田市寺内大小路 3 番13号	前 田 秀 樹
	職務代理者	秋田市川尻大川町 7 番27号	大 原 貴 彦
秋 田 市 第 9 投 票 区 （南 部 公 民 館）	投票管理者	秋田市牛島東五丁目 6 番38号	千 田 典 夫
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目 5 番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 （（旧）牛 島 児 童 館）	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐 藤 修
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人

秋 田 市 第 11 投 票 区 (秋 田 南 中 学 校)	投票管理者	秋田市榎山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市榎山城南町 3 番 6 号	大 坂 伸 吉
秋 田 市 第 12 投 票 区 (榎山地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町一丁目 5 番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地 2	奈 良 薫
秋 田 市 第 13 投 票 区 (東 小 学 校)	投票管理者	秋田市東通五丁目 3 番27号	嵯 峨 博 文
	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地 2	松 前 克 美
秋 田 市 第 14 投 票 区 (中 通 小 学 校)	投票管理者	秋田市南通亀の町 6 番28号	木 村 裕
	職務代理者	秋田市榎山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 16 投 票 区 (秋 田 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市手形字中台59番地72	畠 山 隆
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地 3	佐々木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 (広 面 小 学 校)	投票管理者	秋田市手形山北町 8 番 3 号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目 6 番地 8	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (旭 川 小 学 校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷 1 番地15	加 藤 育 広
秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉 公 民 館)	投票管理者	秋田市泉一ノ坪 4 番11号	三 浦 金 光
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目 5 番91号	細 川 公 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市濁川字蟹子沢106番地	船 木 重 治
	職務代理者	秋田市泉中央五丁目14番19号	三 浦 一 彦
秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉 の 木 園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地 5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14	伊 藤 功 一
秋 田 市 第 22 投 票 区 (太 平 八 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市太平八田字藤ノ崎172番地 5	鎌 田 満 作
	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地29	安 田 光 明
秋 田 市 第 23 投 票 区 (太 平 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市太平目長崎字上目長崎225番地	嵯 峨 巍
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 24 投 票 区 (太 平 中 学 校)	投票管理者	秋田市太平中関字平形20番地 1	嵯 峨 敏 廣
	職務代理者	秋田市新屋元町13番 3 号	今 野 工
秋 田 市 第 25 投 票 区 (太 平 館 越 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯 峨 恭 榮
	職務代理者	秋田市桜二丁目 9 番 3 号	京 谷 勝 輝
秋 田 市 第 26 投 票 区 ((旧)山 谷 小 学 校)	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴 木 岩 夫
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目18番22号	木 村 俊 夫
秋 田 市 第 27 投 票 区 (こ ま ど り 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市東通館ノ越 5 番35号	本 間 信 之 助
	職務代理者	秋田市牛島南一丁目20番16号	川 村 亨
秋 田 市 第 28 投 票 区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐々木 俊 一
秋 田 市 第 29 投 票 区 (下北手宝川公民館)	投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川 村 俊 春
	職務代理者	秋田市濁川字堀尾田 1 番地138	小 玉 泰 征
秋 田 市 第 30 投 票 区 (上北手地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地 2	今 野 芳 夫
	職務代理者	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地 2	鎌 田 裕
秋 田 市 第 31 投 票 区 (上北手大戸公民館)	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸160番地	松 渕 稔
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区 (上北手古野公民館)	投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田15番地	持 主 清 一
	職務代理者	秋田市上北手古野字脇ノ田43番地	堀 野 茂
秋 田 市 第 33 投 票 区 (農業協同組合教育研修所)	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目11番54号	原 田 隆 三
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番 2 号	佐々木 毅
秋 田 市 第 34 投 票 区 (仁 井 田 小 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目 8 番77号	上 村 隆 策
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 4 番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 35 投 票 区 (四ツ小屋駅前公民館)	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林 6 番地 2	佐 藤 弘 志
	職務代理者	秋田市山王沼田町 2 番17－1002号	石 黒 禎 人
秋 田 市 第 36 投 票 区 (四 ッ 小 屋 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
	職務代理者	秋田市御所野元町二丁目 7 番 4 号	須 磨 一 郎
秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝 平 保 育 園)	投票管理者	秋田市新屋大川町 6 番 8 号	赤 根 谷 光 昭
	職務代理者	秋田市泉一ノ坪15番 1 号	藤 原 昭 彦
秋 田 市 第 38 投 票 区 (栗 田 養 護 学 校)	投票管理者	秋田市新屋栗田町 1 番25号	小 島 初 男
	職務代理者	秋田市大町五丁目 6 番12号	神 田 清 武

秋 田 市 第 39 投 票 区 (秋 田 西 中 学 校)	投票管理者	秋田市新屋元町 2 番17号	横 山 秀 男
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町 2 番10号	鈴 木 直
秋 田 市 第 40 投 票 区 (西部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碓106番地 1	佐 藤 喜 代 隆
秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜 田 内 浜 田 会 館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町13番 6 号	佐々木 貴 博
秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜田地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理者	秋田市榑山金照町 6 番25ー 4 号	赤 上 智
秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊 岩 石 田 坂 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碓62番地 5	秋 山 勉
	職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長 谷 川 洋 一
秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊岩地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋 藤 ひ かる
秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊 岩 小 山 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池 田 藤 彦
秋 田 市 第 46 投 票 区 (下 浜 桂 根 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地 7	佐 藤 洋 一
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊 藤 直 樹
秋 田 市 第 47 投 票 区 (下 浜 長 浜 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字兜森108番地 2	山 岡 市 男
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目 5 番 4 号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 48 投 票 区 (下 浜 羽 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦
	職務代理者	秋田市下浜羽川字家ノ腰33番地 4	平 塚 久 訓
秋 田 市 第 49 投 票 区 (下 浜 名 ケ 沢 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字浦田87番地	遠 藤 善 弘
	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区 ((旧) 八 田 小 学 校)	投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地 7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区 (北部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町五丁目 6 番11号	佐 藤 均
	職務代理者	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆 苅 博
秋 田 市 第 52 投 票 区 (土 崎 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中 島 修
	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地 4	保 坂 源 栄
秋 田 市 第 53 投 票 区 (港 北 小 学 校)	投票管理者	秋田市土崎港北五丁目 3 番 5 号	浅 利 信 雄
	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目 3 番 8 号	佐 藤 耕
秋 田 市 第 54 投 票 区 (土 崎 中 学 校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目 1 番 4 号	浅 野 勲
	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目 5 番59号	須 磨 良 之
秋 田 市 第 55 投 票 区 (土 崎 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加 賀 谷 敏 春
	職務代理者	秋田市山王七丁目 2 番14号	山 田 直
秋 田 市 第 56 投 票 区 (将 軍 野 中 学 校)	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目 2 番 3 号	鎌 田 金 光
	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目 2 番12号	鎌 田 尚
秋 田 市 第 57 投 票 区 (寺内児童センター)	投票管理者	秋田市寺内見桜一丁目 5 番19号	古 井 金 壽
	職務代理者	秋田市高陽青柳町 2 番17号	佐 藤 曜
秋 田 市 第 58 投 票 区 (外 旭 川 小 学 校)	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 銀 逸
	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐 藤 博 幸
秋 田 市 第 59 投 票 区 (将軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目 5 番 7 号	佐 藤 久
	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地 2	佐 藤 重 徳
秋 田 市 第 60 投 票 区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市将軍野青山町 3 番39号	小 野 勲 夫
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 義 郎
秋 田 市 第 61 投 票 区 (笹 岡 公 民 館)	投票管理者	秋田市外旭川字家ノ前 7 番地	関 谷 孝 雅
	職務代理者	秋田市外旭川字南沢250番地	中 村 至
秋 田 市 第 62 投 票 区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市飯島松根西町 9 番50号	千 浦 久 義
	職務代理者	秋田市飯島穀丁19番 5 号	池 田 誠
秋 田 市 第 63 投 票 区 (飯 島 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目 2 番19号	伊 藤 恵 司
	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目 9 番41号	中 島 誠
秋 田 市 第 64 投 票 区 (北 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地228	加 沢 哲
	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地 4	安 田 忠 市
秋 田 市 第 65 投 票 区 (下新城地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城小友字箱館 1 番地	佐 藤 伊 一 郎
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目 6 番 6 号	水 戸 瀬 敏 之

秋 田 市 第 66 投 票 区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字下向199番地	佐 藤 多 十 郎
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目 3 番 8 号	伊 藤 隆
秋 田 市 第 67 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城石名坂字泉沢10番地 2	三 浦 一 雄
	職務代理者	秋田市東通一丁目 8 番28号	佐 川 誠 樹
秋 田 市 第 68 投 票 区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大 渕 道 雄
	職務代理者	秋田市土崎港西五丁目 4 番18号	白 岩 実
秋 田 市 第 69 投 票 区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢 2 番地	齊 藤 貞 義
	職務代理者	秋田市飯島長野中町 7 番19－11号	佐 藤 弘
秋 田 市 第 70 投 票 区 (金足農業高等学校)	投票管理者	秋田市金足小泉字潟向 7 番地19	奈 良 生 八
	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目 8 番24号	奈 良 孝 一
秋 田 市 第 71 投 票 区 (金 足 西 小 学 校)	投票管理者	秋田市金足下刈字北野57番地30	谷 猛 次
	職務代理者	秋田市土崎港東一丁目 2 番61－14号	工 藤 暢
秋 田 市 第 72 投 票 区 (金 足 地 区 集 会 所)	投票管理者	秋田市金足高岡字稻荷林150番地	斉 藤 忠 一
	職務代理者	秋田市金足浦山字浦山 1 番地	伊 藤 吉 治
秋 田 市 第 73 投 票 区 (（旧）金足東小学校)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地 9 番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市広面字宮田35番地13	夏 井 正 彦
	職務代理者	秋田市広面字谷内佐渡17番地	川 邊 久 貴
秋 田 市 第 75 投 票 区 (泉 中 学 校)	投票管理者	秋田市寺内焼山 3 番31号	村 上 實
	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地41	相 澤 幸 久
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町 2 番 7 号	松 下 秀 博
	職務代理者	秋田市下新城中字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南浜地域活動支援センター)	投票管理者	秋田市千秋明徳町 4 番51号	秋 山 修 次
	職務代理者	秋田市高陽青柳町16番38号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 5 番35号	藤 原 健 一
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目 7 番41号	松 橋 弘 明
	職務代理者	秋田市御野場新町二丁目20番 5 号	井 上 正 敏
秋 田 市 第 80 投 票 区 (南部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目 7 番 7 号	神 谷 薫
	職務代理者	秋田市御野場五丁目 9 番13号	加 賀 谷 速 人
秋 田 市 第 81 投 票 区 (金 足 岩 瀬 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字長田10番地 3	渡 邊 貞 雄
	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目 4 番17－19号	佐 藤 高 司
秋 田 市 第 82 投 票 区 (金 足 黒 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川31番地	三 浦 初
秋 田 市 第 83 投 票 区 (城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長 谷 川 ミ オ 子
	職務代理者	秋田市栖山南中町10番45－ 2 号	工 藤 尚
秋 田 市 第 84 投 票 区 (桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目 8 番44号	福 士 啓 三
	職務代理者	秋田市土崎港東二丁目 2 番17号	桜 庭 静 男
秋 田 市 第 85 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市將軍野東一丁目 8 番34号	福 田 恵 一
	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目 5 番27号	浜 田 宏
秋 田 市 第 86 投 票 区 (御 所 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目 3 番 4 号	高 橋 博
	職務代理者	秋田市手形字十七流174番地 3	古 谷 大 助
秋 田 市 第 87 投 票 区 (飯 島 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番 6 号	石 塚 實
	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目 3 番55号	保 坂 重 巳
秋 田 市 第 88 投 票 区 (御 野 場 中 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地 6	佐 藤 寛 次
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島770番地184	児 玉 聡
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウェルビューいずみ)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目 5 番 1 号	鷺 谷 達 夫
	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久
	職務代理者	秋田市河辺松渕字街道北 3 番地 1	佐 藤 康 直
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱 7 番地128	小 林 孝 徳
	職務代理者	秋田市河辺岩見字新川14番地	船 木 雅 彦

秋 田 市 第 92 投 票 区 (岩 見 三 内 地 区) (コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地 3	備 後 正 義
	職務代理者	秋田市河辺三内字外川原83番地24	佐 藤 能 之
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 測 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字岩谷袋 6 番地	佐 藤 定 次
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎35番地18	石 塚 篤 樹
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱 森 生 活 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字田尻下野田66番地	田 口 一 俊
	職務代理者	秋田市河辺三内字曾場台152番地 2	佐 々 木 透
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐 々 木 金 満
	職務代理者	秋田市河辺和田字岡村334番地11	田 口 誠
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊 藤 秋 夫
	職務代理者	秋田市山王六丁目22番14号	名 古 屋 晃
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地 2	境 屋 弘 光
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北540番地 3	熊 谷 鉄 美
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1	石 井 稔
	職務代理者	秋田市河辺和田字式田49番地 1	三 浦 正 人
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木 聡
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒 沼 多 目的 共 同 利 用 施 設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上盤昌155番地	松 田 芳 隆
	職務代理者	秋田市河辺松測字松測 3 番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 103 投 票 区 (戸 島 小 学 校)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長 谷 川 清 正
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
	職務代理者	秋田市川尻上野町 4 番19号	加 賀 谷 徹
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄 和 基 幹 集 落 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地 3	佐 々 木 稔
	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加 藤 秀 尚
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神 ケ 村 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和神ケ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和神ケ村字稗鳥100番地	伊 藤 勉
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱 ケ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職務代理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢37番地	佐 々 木 俊 郎
秋 田 市 第 108 投 票 区 (中 ノ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字土場30番地	工 藤 金 也
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番 3 号	池 田 義 高
秋 田 市 第 109 投 票 区 (雄 和 左 手 子 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務代理者	秋田市雄和左手子字清水下135番地	佐 々 木 徹
秋 田 市 第 110 投 票 区 (種 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂72番地 2	伊 藤 敬 一
	職務代理者	秋田市雄和向野字前開31番地	浅 野 正 樹
秋 田 市 第 111 投 票 区 (平 尾 鳥 会 館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒 井 善 重 郎
	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地 2	酒 井 志 美 雄
秋 田 市 第 112 投 票 区 (女 米 木 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎 7 番地	石 井 浩 和
秋 田 市 第 113 投 票 区 (戸 賀 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地 3	佐 々 木 一 範
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目10番11号	長 谷 川 清 徳
秋 田 市 第 114 投 票 区 (相 川 コ ミ ュ ニ ティ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	金 千 代 司
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋260番地	渡 邊 潤
秋 田 市 第 115 投 票 区 (高 野 生 活 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地 1	長 谷 部 久 夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野142番地 1	浦 山 勇 人
秋 田 市 第 116 投 票 区 (雄 和 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35番地	伊 藤 一 敏
	職務代理者	秋田市八橋新川向14番18号	今 川 智 仁
秋 田 市 第 117 投 票 区 (長 者 や ま 荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢 8 番地	堀 井 弘 昭
	職務代理者	秋田市御所野元町四丁目 5 番33号	浅 野 学

秋 田 市 第 118 投 票 区 (安 養 寺 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒 崎 欽 一
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地 2	黒 崎 隆 一
秋 田 市 第 119 投 票 区 (本 田 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石 井 重 一
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地 1	秋 山 勝
秋 田 市 第 120 投 票 区 (芝 野 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字上窪 3 番地 2	齊 藤 利 廣
	職務代理者	秋田市御野場四丁目10番 1 号	堀 井 鏡 平
秋 田 市 第 121 投 票 区 (下 黒 瀬 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字野中 7 番地	七 尾 宗 弘

秋市選管告示第38号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第41条第 1 項の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

投 票 所 一 覧 表

投票区	投 票 所 名	住 所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目 2 番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町 9 番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町 8 番 1 号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町 7 番 1 号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目 4 番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番 1 号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町 8 番31号
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目 1 番20号
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目 4 番 5 号
10	(旧) 秋田市牛島児童館	牛島東一丁目 2 番 7 号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番 1 号
12	秋田市栖山地区コミュニティセンター	栖山南中町 1 番 9 号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番 1 号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目 8 番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根 1 番 6 号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地 2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地 5
23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢 2 番地 1
26	(旧) 秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目 1 番29号

28	秋田市下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地 1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	秋田市上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番地 1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地 2
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目 7 番 1 号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地 3
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当场 2 番地 4
37	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号
38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地 8
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地 6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碇11番地 1
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地 1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田 4 番地 1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧) 秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	秋田市北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目 3 番 1 号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目 1 番78号
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目 6 番 1 号
54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目 3 番 1 号
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目 6 番39号
56	秋田市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番 1 号
57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地 2
59	秋田市将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目 8 番 8 号
60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越 8 番

61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町 5 番22号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目 2 番 1 号
64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地 4
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地 5
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下69番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合 7 番地
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地 4
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台 1 番地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
73	(旧) 秋田市立金足東小学校	金足片田字待入109番地
74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地 3
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目 6 番 1 号
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	南浜地域活動支援センター	新屋南浜町 7 番10号
78	秋田市役所	山王一丁目 1 番 1 号
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	秋田市南部市民サービスセンター	御野場一丁目 5 番 1 号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地 2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番 1 号
85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目 1 番 1 号
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目 1 番 2 号
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地 1
92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地 2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地 1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地 3

101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	秋田市立戸島小学校	河辺戸島字本町123番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地 1
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋248番地
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地 3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地 3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字銅屋111番地 1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	秋田市雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

第15投票区は、欠番です。

秋市選管告示第39号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第 1 項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 投 票 区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後 7 時

秋市選管告示第40号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき、次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 場 所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日 時 平成26年12月14日

午後 9 時15分

秋市選管告示第41号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき、次のように選任したので、同令第68条の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 開票管理者
秋田市新屋豊町10番30号 塚 田 勇
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者
秋田市新屋豊町 3 番14－405号 西 丸 功

秋市選管告示第42号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成26年12月11日
午後 5 時30分

秋市選管告示第43号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第20条の規定により行う裁判官の氏名等の掲示場所を、各投票所の入口又はその付近 1 箇所とし、次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査執行規程（平成 2 年秋選管告示第10号）第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

（次のとおり略）

秋市選管告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 50分の 1 の数 5,317人
- 2 3 分の 1 の数 88,608人

秋市選管告示第45号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成26年12月 4 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 秋田市第48投票区（下浜羽川公民館）
新 秋田市新屋南浜町 7 番27号 河 村 勝
旧 秋田市下浜羽川字家ノ腰33番地 4 平 塚 久 訓
- 2 秋田市第104投票区（畑谷公民館）
新 秋田市河辺戸島字七曲下65番地 高 屋 速 人
旧 秋田市川尻上野町 4 番19号 加賀谷 徹

秋市選管告示第46号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように変更したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成26年12月 4 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

（次のよう略）

秋市選管告示第47号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の 7 の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成26年12月 7 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 秋田市河辺市民サービスセンター
平成26年12月 7 日
新 秋田市雄和平尾鳥字中田21番地 鎌 田 嘉 一
旧 秋田市雄和女米木字高麓沢 1 番地 石 井 房 雄
- 2 秋田市河辺市民サービスセンター
平成26年12月13日
新 秋田市雄和女米木字高麓沢 1 番地 石 井 房 雄
旧 秋田市雄和平尾鳥字中田21番地 鎌 田 嘉 一

秋市選管告示第48号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成26年12月11日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 秋田市第103投票区（秋田市立戸島小学校）
- 新 秋田市河辺戸島字本町220番地 佐々木 敏 昭
旧 秋田市河辺戸島字本町132番地 長谷川 清 正

秋市選管告示第49号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成26年12月11日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

秋田市西部市民サービスセンター

平成26年12月11日

新 秋田市新屋表町14番17号 佐 藤 真知子
旧 秋田市新屋日吉町3番13号 小 野 良 治

農 委 告 示

秋田市農委告示第14号

平成26年12月18日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成26年12月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（5件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 3 農用地利用集積計画（平成26年度第8号）に関する件
- 4 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件
- 5 農政専門委員の選任に関する件

秋田市農委告示第15号

平成26年12月18日午後2時に招集する秋田市農業委員会総会に、次の案件を追加する。

平成26年12月15日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

競（公）売等適格証明申請に関する件

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成26年10月29日付け秋田市指令第4799号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年12月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市牛島西三丁目10番49号
グランドール鈴木D201号
佐賀 輝史
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市豊岩豊巻字上野122番5

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項、第2項および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 定期予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および予防接種の種類

医師の氏名	主たる場所	予防接種の種類
奥原 英二	秋田市太平山谷字中山谷 227番地2 介護老人保健施設 山盛 苑	高齢者用インフルエンザワクチン、 高齢者用肺炎球菌 ワクチン
肥田野文夫	秋田市土崎港中央四丁目 8番10号 医療法人 仁政会 サン クリニック	高齢者用肺炎球菌 ワクチン
藤盛 亮寿	秋田市東通仲町4番1号 アルヴェ4階 医療法人 藤盛レディース クリニック	ジフテリア、破傷 風

- 2 追加年月日 平成26年10月1日

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成26年12月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売払物件の表示
秋田都市計画事業
秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

	所在地	地目	地積	最低落札価格
1	62ブロック13ロット	宅地	273㎡	18,646,000円

- 2 入札参加者の資格
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 入札の場所および日時
(1) 場所 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所2階会議室
(2) 入札 平成27年1月8日（木）午前10時
（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）
(3) 開札 入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得書および契約条項を示す場所
秋田市手形字山崎44番地3
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所
- 5 入札保証金
(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無

効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

62ブロック13ロット

日時 平成26年12月25日(木)午前10時から午前10時30分まで

集合場所 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和42年10月19日付け指定番号第92号で位置を指定した道路の一部を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成26年12月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市八橋新川向 6 番15号

小 松 美 江

2 道路位置の廃止箇所

秋田市八橋新川向58番 5 の内

3 廃止道路幅員 4.00メートル

4 廃止道路延長 16.24メートル

5 廃止年月日および番号

平成26年12月 8 日 廃止番号 第 2 号

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成26年12月11日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数（139台）

追分駅東自転車等駐車場 1 台

追分駅前自転車等駐車場 36台

上飯島駅自転車等駐車場 4 台

土崎駅前自転車等駐車場 22台

土崎図書館前自転車等駐車場 2 台

土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 14台

新屋駅前自転車等駐車場 22台

四ツ小屋駅東自転車等駐車場 8 台

秋田駅東自転車等駐車場 1 台

アトリオン広場地下自転車駐車場 7 台

秋田駅西地下自転車駐車場 9 台

牛島駅西自転車等駐車場 4 台

牛島駅東自転車等駐車場 9 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成26年12月 4 日および同月 5 日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成26年12月25日から平成27年 6 月25日まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月 3 日までを除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課

電話 866－2035

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項、第 2 項および第 5 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月16日

秋田市長 穂 積 志

1 追加

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	予防接種の種類	追 加 年月日
笠松 千秋	秋田市中通五丁目 7 番19号 笠松医院	高齢者用肺炎球菌ワクチン	平成26年 10月 1 日

2 変更

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所			変 更 年月日
	変更前	変更後	所在地	
吉田 節朗	あきた駅前内科外科クリニック	医）裕心会 あきた駅前内科外科クリニック	秋田市千秋久保田町 3 番15号 三宅ビル 2 F	平成26年 12月 1 日

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 5 第 1 項の規定により秋田市森林整備計画を立てる予定であるので、同法第10条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画書の案を縦覧に供する。

なお、同条第 2 項の規定により当該森林整備計画書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成26年12月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 秋田市森林整備計画書の案
- 2 縦覧期間 平成26年12月18日から平成27年 1 月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 4 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市役所農林部農地森林整備課

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成26年12月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成26年度第 8 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項、第 2 項および第 5 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月25日

秋田市長 穂 積 志

1 追加

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	予防接種の種類	追 加 年月日
山下 鷹也	秋田市千秋久保田町 6 番17号 秋田県成人病医療センター	高齢者用肺炎球菌ワクチン 高齢者用インフルエンザワクチン	平成26年 12月 8 日

2 変更

予防接種を行う医師の氏名		予防接種を行う主たる場所	変 更 年月日
新	旧		
市川友里子	森本友里子	秋田市土崎港北六丁目 1 番 5 号 港北中通診療所 秋田市南通みその町 3 番15号 社会医療法人明和会 中通総合病院	平成26年 10月27日

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年12月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市仁井田字横山、太平目長崎字古町、太平目長崎字目長崎、太平目長崎字宮田表、太平目長崎字滝瀬および手形字西谷地（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

